

相続によりインボイス発行事業者の事業を承継したことに伴い、事業を開始しましたが、新規開業者に該当するのでしょうか？

事業を開始した課税期間は、その課税期間中に登録申請書を提出することで、その課税期間の初日（個人事業者は、原則として1月1日）まで遡って登録を受ける特例がありますが、この特例は、**インボイス発行事業者である被相続人の事業を承継したことにより事業を開始した者は適用できない**こととされています。

なお、インボイス発行事業者である被相続人の事業を承継した相続人は、みなし登録期間が生じることになりますが、**みなし登録期間中は、被相続人の登録番号によりインボイスを交付することが可能**であり、また、**みなし登録期間中に登録申請書を提出し、登録を受けることで、みなし登録期間終了後も引き続きインボイスを交付することができます**（登録通知がみなし登録期間終了後に届いた場合、その通知が届いた日までみなし登録期間が延びることになります。）。

※ ただし、相続のあった年のその相続の前に相続人が別の事業を開始している場合などは、その事業について、**新規開業者として課税期間の初日に遡って登録を受けることができます**。